

新型コロナウイルス感染症に関する公共機関の電話相談窓口

(※三重県庁のホームページより一部を抜粋)

① 新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎に関するご相談

(開設時間 9時00分から21時00分(土・日・祝日も対応))

■三重県庁

医療保健部薬務感染症対策課

059-224-2339 (専用回線)

■国(厚生労働省)

フリーダイヤル 0120-565653

※聴覚に障がいのある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、医療保健部薬務感染症対策課宛てにFAX又はメールにてお問い合わせください。

FAX: 059-224-2344 / メールアドレス: yakumus@pref.mie.lg.jp

帰国者・接触者相談センター

「帰国者・接触者相談センター」では新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、その方へ適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を24時間体制で行っています。

【「帰国者・接触者相談センター」にご相談いただく目安】

◎ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合はすぐにご相談ください。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）

※詳細は、厚生労働省「新型コロナウイルスを防ぐには」及び「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」をご覧ください。

※相談・受診の目安にかかわらず、不安を感じる方はご相談ください。

なお、相談・受診の目安ということであり、検査の実施等については医師が個別に判断します。

■厚生労働省「新型コロナウイルスを防ぐには」

■厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

帰国者・接触者相談センター連絡先（24時間受付※）

※時間帯によって連絡先が異なりますのでご注意ください。

※コールセンターが対応し、相談内容に応じて、帰国者・接触者相談センターに電話転送します。

1) 9時00分から21時00分まで

- ・ 桑名保健所 0594-24-3619
- ・ 四日市市保健所 059-352-0594
- ・ 鈴鹿保健所 059-392-5010
- ・ 津保健所 059-223-5345
- ・ 松阪保健所 0598-50-0518
- ・ 伊勢保健所 0596-27-5140
- ・ 伊賀保健所 0595-24-8050
- ・ 尾鷲保健所 0597-23-3456
- ・ 熊野保健所 0597-89-6161

2) 21時00分から翌9時00分まで

- ・ 三重県救急医療情報センター 059-229-1199

※聴覚に障がいのある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、下記の相談用紙により、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局宛てにFAXにてご相談ください。

[新型コロナウイルス感染症相談用紙（PDF）](#) / FAX：059-224-2344